

お知らせ



国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者
**新型コロナウイルス感染症に伴う
 傷病手当金の申請はお済みですか**

国保環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

【桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度
 に加入している方】

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかった場合（適用期間内での**一定の要件**※を満たした場合に限る）について傷病手当金を支給します。

【適用期間】令和2年1月1日～令和3年3月31日まで

※【要件】次の4つの要件をすべて満たす方

- ① 給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなったこと
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
- ④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

お知らせ



小規模工事等契約登録申請受付
**小規模工事等契約
 希望事業者登録申請**

国建設事業課 管財契約係 ☎65・33330

令和3・4年度に町が発注する「内容および履行が比較的容易である小規模な工事および修繕の見積もり」に参加を希望する人の登録申請書の受け付けを行います。

登録により、町が発注する小規模工事等における業者選定の対象となりますが、見積もり依頼および契約を約束するものではありません。

【対象者】次の①②③をすべて満たす人

- ① 桂川町に競争入札参加資格審査申請（業者登録）をしていない町内の事業者
 - ② 町内に事業所の本店を有する法人または住所を有する個人事業者
 - ③ 町内で1年以上の営業の実績があること
- 【対象業務】50万円未満の小規模な維持工事および施設等の修繕工事
- 【登録期間】登録通知日から令和5年3月31日まで
- 【その他】3月1日（月）から受付（役場開庁日の8時30分～16時30分。12時～13時を除く）。登録申請書提出要領および指定様式は町ホームページまたは建設事業課管財契約係で配布

補助金



桂川町結婚生活支援事業
**結婚新生活を始めるための
 費用を助成します**

企画財政課 政策推進係 ☎65・1085

桂川町では、新婚世帯の新居の取得費用、家賃引越し費用について、1世帯あたり最大で30万円を補助します。

【対象】

- 令和2年1月1日～令和3年3月5日までの間に婚姻届けを提出し、受理されること。
 - 夫婦がともに桂川町に住居登録されており、夫婦の双方又は一方が新居に住居票を移していること。
 - 申請日から2年以上継続して居住する意思があること。
 - 夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下であること。
 - 夫婦の所得の合計額が340万円未満であること。
 - 過去にこの制度に基づく補助金等を受けたことがないこと。
 - ※その他にも条件があります。
- 【申請期間】令和2年6月8日～令和3年3月5日
- 【助成額】1世帯当たり上限30万円
- ※ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。詳細については、「桂川町結婚新生活支援事業」で検索の上、HPをご覧ください。